

ごみ出し注意!

大規模火災や大ケガ、感染の危険性があります！

危険！

必ず以下のルールを守って出してください！
ルールの守られていないごみは、収集できません。

在宅医療廃棄物など

収集や手選別の際にケガや感染の危険性があります

*リーフレットが必要な場合は、徳島市内の病院・診療所
または薬局・薬店で入手してください

徳島市で 在宅医療を ご利用の方へ



あなたがかかりつけないために

在宅医療で
出たごみの処分方法
を確認してね



徳島市はこのたび、医療機関の協力を得て、在宅医療で不要になったものの安全な取り扱いを始めたので、ルールを守って、適正な処理にて協力お願いします。

かかりつけ医へ 返却するもの

※ ケガや感染の可能性があるため、以下の物は、かかりつけ医へ返却してください。

針針針

血清抽出用針、ペン型自己注射針、
針針針、試験針など



自計器

針針針用針器、インスリン注射器、
末梢注入器など



針針チューブ器

輸液ラインなど



分別頑張ったんやけど 燃やすしかないごみ に出すもの

※ 以下の物は、家庭からの「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」の収集日に出してください。

針針チューブ器

吸引チューブ、カテーテルなど



イッジ袋

高齢者用袋、導尿袋、
尿管通路袋、ストーマ袋など



尿・糞尿

ガーゼ、靴むつ、包帯など



汚物

汚物はトイレに流してください。



燃やせないごみ に出すもの

※ 以下の物は、家庭からの燃やせないごみの収集日に出してください。

瓶・びん器

容器包装剤の缶、
ガラス製ガトル・アンブル、など



分別頑張ったんやけど、 燃やすしかないごみに出す 時は

① 在宅医療廃棄物だけを透明の袋に入れ。

② 他のごみと一緒に45㍑以下の大型に入れて(二重袋)

③ 収集日に出してください。



密ニ重袋で！



かかりつけ薬局 へ相談するもの

※ 以下の物は、かかりつけ薬局に相談してください。

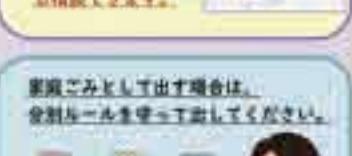
未開封されたお薬

錠剤、カプセル剤、軟膏、シロップ剤、
液剤など



かかりつけ薬局 以外で貰われたお薬

かかりつけ薬局以外で貰われたお薬も相談できます。



医療ごみとして出す場合は、 分別ルールを守って出してください。



ライター・スプレー缶など

収集車やリサイクル施設で爆発する危険性があります

ライターを捨てる前に

中身を空にする

【使い捨てライターのガスが残っている場合】

- 周囲に火の気のないことを確認。
- 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- 「シュー」という音が聞こえればガスが噴出している。(聞こえない場合は炎調節レバーをプラス方向いっぱいに動かす)
- この状態のまま付近に火の気のない、風通しの良い屋外に半日から一日放置する。
- 着火操作をして、火がつかなければガス抜きは完了。



スプレー缶等を捨てる前に

1 中身を空にする

2 屋外の風通しの良いところ で穴を開ける



※ホームセンターなどで販売している穴あけ器を使用すれば、少しの力で安全に穴を開くことができます。

刃物や鋭利な物

収集員や分別作業員が大ケガをする危険性があります



危険物をごみとして出す場合には、**刃物がケガをしないように**少しだけ工夫をしてください。

袋に入れて出す 針1個は10cm×10mmの袋、介字で10cm×10mmにしてください。
重い物を持ち上げる際は、体に沿うように持ち上げたり、勢いが必至になります。
その際に袋の中の鋭利な物でケガをしたり、腰を痛めた例もあります。

刃物 は新聞紙などで包んで、「刃物」であることがわかるように書いてください。
其の中身を知らずにつかみ、大ケガをした例もあります。

ガラス・陶磁器 は新聞紙などで包んで、「ガラス」等と書いてください。
ガラスや陶磁器はとても危険です。

竹の竿などの锐利なもの は先を折ったり、新聞紙などで包んでください。
力を入れてつかみ、粗わぬほど刺さることもあります。

トゲのある植物など は「トゲに注意」と書いた貼り紙をしてください。
植物のトゲが刺さると、意外に腫れあがることがあります。

日用品やLEDなど は割った時の破片を入れるか、新聞紙などで包んで「電球等」と書いてください。
電球の薄いガラスの破片が飛び散ることがあります。



＜火災多発！＞リチウムイオン電池の出し方に注意!!
出し方等については、右記の二次元コードを参照してください。



粗大ごみの出し方（年6回の申込制）

【申し込みの手順】

1 専用はがき、又はインターネットでの申し込み	2 収集日のお知らせ	3 粗大ごみ収集シールを貼る	4 家の前に出す
<p>「粗大ごみ収集申込書」（専用はがき）に、住所・氏名・品目・数量・自宅付近の略図・出す場所などを記入の上、東部環境事業所に申し込みください。差出人の欄は、個人の住所・氏名を記入してください。環境政策課（本館10階）、東西環境事業所・各支所の窓口でも受付いたします。</p> <p>徳島市ホームページ、「くらし・手続き」→「ごみ・リサイクル」→「粗大ごみ」の申込フォームより必要事項を入力の上、お申し込みください。24時間申込可能です。なお、操作方法等についてのお問い合わせは、徳島県電子申請サービスセンターの0120-464-119（固定電話）又は0570-041-001（携帯電話）まで。</p>	<p>申込受付後、「粗大ごみ収集通知書」により、収集日・収集場所などをお知らせします。</p> 	<p>出す粗大ごみ1点ずつに、「粗大ごみ収集シール」をよく見えるところに貼ってください。（※収集シールが貼られない場合は、粗大ごみ収集シールは、粗大ごみ収集通知書と一緒に送付します。）</p> 	<p>収集日当日の朝8時30分までに、「粗大ごみ収集通知書」に記入された場所にお出しください。収集時間は、収集順・道路状況により異なります。午後3時30分までに収集されていない場合は、粗大ごみ担当までご連絡をお願いします。</p> <p>※粗大ごみを持ち去るケースが発生していますので、収集日前には出さないでください。</p> 

【申込月と収集月】

※申込月・収集月を確認の上、お申し込みください。

お住まいの地区名がわからない場合は、徳島市ホームページをご覧ください。

該当地区	粗大ごみ申込月と収集月						
	申込月 偶数月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
内町、新町、昭和、佐古、津田、加茂名、加茂、多家良、入田、上八万、国府、南井上、北井上	収集月 奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
西富田、東富田、清東、清北、沖洲、八万、勝占、不動、川内、応神	申込月 奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	収集月 偶数月	6月	8月	10月	12月	2月	4月

【注意事項】

★申し込みについて

- 収集日は申込額になりますので、早めにお申し込みください。（月末は大変混み合います。）
- 申込専用はがきは、各支所・各コミュニティセンター・東西環境事業所・徳島市エコストーション・市役所10階環境政策課に面してあります。
- お申し込みは、一世帯あたり各申込月につき1回限り（数量は大小問わず5点まで）とします。
- 収集日及び申込品目について、収集日当日の変更はお受けできません。
- 市では収集・処理できないものがありますので注意してください。
- 申し込みされていない粗大ごみや、収集シールが貼られておらず確認がとれないものは収集できません。

★収集場所について

- 原則として、一戸建てにお住まいの方は家の前、アパート・マンションなどにお住まいの方は1階の入口付近の分かりやすい場所で収集します。
- 道幅が狭く収集車両（2トン車）が通行できない場合は、指定する場所まで出していくだけですが、事前に各自で周辺の方々の了解を得てください。
- 現在お住まいになっている所でお申し込みをしてください。

★その他注意事項

- 引越しごみはお申し込みできません。
- アパート・マンションなどの管理地に、多量に捨てられている自転車やその他の粗大ごみはお申し込みできません。

【粗大ごみ収集品目例】

まだ使用できる家具類や家電製品などは、リユースをご検討ください。（P1の「粗大ごみ」の欄をご確認ください）

★30cm角程度より大きいものが対象となります

※粗大ごみとなる物は、壊したり、分解しても粗大ごみとして扱います。（プランター（30cm角程度より大きいもの）やすだれなど）

●家電製品類（ビデオ、ステレオ、ストーブ、扇風機、換気扇、電気こたつ、掃除機など）

※電気ポット、炊飯器、かさは燃やせないごみとして収集します。

※エアコン（室内機・室外機）、テレビ、電気冷蔵庫（冷蔵庫）。

電気洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律により、リサイクルしていますので粗大ごみとして申し込みできません。

●家具類（机、いす、座椅子、たんす、食器棚、本棚、下駄箱、テレビ台、鏡台など）

●ちゅう房器具類（ガスコンロ、電子レンジ、米びつなど）

●寝具類（布団、ベッド、毛布など）

●乗り物・道具類（自転車、ベビーカー、ブランコなど）

●その他（物干し竿、スキー板、一斗缶、18L灯油缶、じゅうたん、すだれなど）

★例外として対象となるもの

●小さいが重いもの（アイロン、鉄アレイ、ポウリングのボールなど）

申し込みは1回につき5点までですが、次の品目については、1点扱いとすることができます。

品名	1点扱いできる基準
ホットカーペット	本体とカバーのセット
いす	一人掛け用は同タイプのものを2脚まで
ソファー	2枚まで
ふとん	毛布
座布団	5枚まで
カーテン	4枚まで
物干し竿	2本まで
物干し大	2台1対のもの
ゴルフ用品	クラブ・バッグの1セット
スキー用品	板・ストックの1セット
釣り竿	5本まで
波板トラン	2枚まで

※1点扱いできる品目においても収集申込書には、「実際に出す数量」を記入してください。

令和6年8月1日から、「インターネット」での粗大ごみ申込方法が変更になります。

なお、「専用はがき」での粗大ごみ申込方法については、変更はありません。

【変更点】

令和6年7月31日まで

- 操作方法等に関するお問い合わせは、徳島県電子申請サービスセンターの0120-464-119（固定電話）又は0570-041-001（携帯電話）まで。

- 令和6年7月31日をもって、現在の粗大ごみ申込システムから利用者登録情報は抹消されます。

令和6年8月1日から

- 操作方法等に関するお問い合わせ

詳しい内容などが決まりしだい、「広報とくしま」、「徳島市公式ホームページ」などで、ご案内させていただきます。

- 新システムにおいて、新たに利用者登録をしていただくことになります。

詳しい内容などが決まりしだい、「広報とくしま」、「徳島市公式ホームページ」などで、ご案内させていただきます。

粗大ごみ
申込書
提出用
FAX
用紙

